



広報

こさがわ

4

さくら祭

特集

町長施政方針

2～7ページ

令和7年度一般会計当初予算

8ページ

町長施政方針

令和7年第1回定例会施政方針（要旨）

3月4日から3月18日まで、古座川町議会令和7年第1回定例会が開かれました。町長が述べた新年度の施策等について掲載します。

行財政運営

本町の令和7年度の予算状況ですが、一般会計では、対前年比で3億1,650万円増の35億3,650万円としています。

主たる歳入の内訳としまして、予算の5割以上を依存している地方交付税のうち、普通交付税については対前年比で2,300万円増額の17億2,500万円、特別交付税については対前年比で700万円減額の1億8,800万円を見込んでいます。

また、自主財源である町税につきましては、2億1,923万3千円とし、対前年比で1,428万1千円の減額を見込んでいます。

国庫支出金につきましては、2億766万7千円とし、対前年比5,315万9千円の増額、県支出金につきましては1億5,683万1千円とし、対前年比1,379万4千



円の増額を見込んでいます。

繰入金につきましては、対前年比で5,188万5千円減額の1億668万8千円、町債につきましては、対前年比で2億9,673万8千円増額の5億500万円を見込んでいます。

歳出につきましては、各種計画や要望等に基づき町行政に必要な施策を十分に検討・調整し、「持続可能なまちづくり」を目指し各施策の取り組みを進めており、旧定住セン

ふるさと寄付

ふるさと寄付（納税）につきましては、町内の特産品のPR、産業振興のため、インターネットサイトから返礼品が選択できる仕組みを利用して、返礼品を贈っています。

令和6年度は、1月末現在で73,194,500円のご寄付をいただいております。令和7年度におきましては、より多くの方に寄付していただけるようPRに力を入れ、また寄付していただく方の「志」に応えられるよう施策の向上に努めてまいります。

自主財源の少ない本町にとりまし

ては大変貴重な財源であり、町のために有効に活用させていただきます。



消防・防災

消防・防災関係において、令和5年度より防災行政無線を現在のアナログ方式からデジタル方式に整備を進めています。令和7年度末の完成に向けて事業を推進し住民の皆様への情報伝達の機能強化・充実を図ります。

また、能登半島地震等を教訓に、防災施設や備蓄品、水道施設等の再点検を行い、必要な対策を講じるとともに、国県をはじめ防災関係機関、町民が一体となった総合的な防災体制の強化に努めます。

公共交通

ふるさとバスについて、令和5年度、令和6年度にかけて車両2台を新車とし運行を開始しました。

移動手段として多くの方々にご利用いただくため、住民の声を聴きながらニーズに対応した利便性の向上と効率的な運行形態について検討します。

後期高齢者医療被保険者 集団健診

高齢者の健康づくり、生活習慣病等の早期発見や介護予防のため、多くの被保険者の方に受診していただけるよう、今後も引き続き集団健診の実施に努めます。



火葬場の運営

令和元年8月から協定書に基づき受け入れを行っている串本町民の火葬については、令和5年度実績で58体、令和6年度は1月末で54体の受け入れを行っています。

令和7年度も申し合わせにより年間120体程度の受け入れを引き続き行います。

高齢者福祉・地域福祉

古座川町は、高齢化率54・56%（令和7年1月末現在）と県下で最も高齢化の進んだ町です。

高齢者福祉については、引き続き高池地区にある複合センターを高齢者中心の集いの場として活用します。地域包括支援センターについても、定期的に複合センターに出向き相談

の場を持つたり、介護予防の講座などを開催し啓発に努めます。

このほか、町単独事業として取り組んでいる外出支援サービスやショートステイサービス、高齢者の食生活を支援する配食サービス等の生活支援サービスの効果的な活用と強化に引き続き取り組みます。

障害福祉

障害のある方やその介助者を支援するため、移動支援や日中一時支援をはじめ生活介護や施設入所支援、就労支援などの障害者総合支援法等に基づく多様なサービスを提供します。

広域的な取り組みとしては、新宮・東牟婁圏域の市町村と和歌山県社会福祉法人等が協力して、ひきこもりサポート事業、手話奉仕員の養成講座等を実施し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

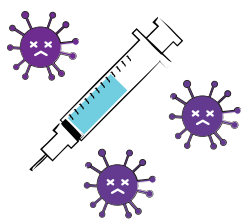


母子保健・健康増進事業 及び予防接種

母子保健事業は、保健師等が町内のすべての乳幼児の健診に携わり、手厚い対応ができる体制としていきます。また、産前・産後の方や、子育て世帯を対象とした各種事業の充実に取り組み、安心して出産・育児ができる環境づくりを推進します。

健康増進事業については、すでに実施していた、児童から高齢者までのさまざまな世代の運動指導事業について、より内容を充実し一層健康づくりを推進します。

予防接種事業については、インフルエンザワクチン接種、新型コロナウイルスワクチン接種などの助成に加え、令和7年度より65歳以上の高齢者等を対象とした带状疱疹ワクチン接種の助成を実施します。



診療所の運営

七川診療所及び三尾川診療所の運営については、令和3年度より和歌山県から派遣していただいている自治医科大学の医師による体制を整えており、令和7年4月からは、新し

く福井医師が着任され診療を行います。

また、明神診療所及び小川診療所につきましては、昨年と同様に岡地医師が診療を行う体制で取り組んでまいります。

また、七川診療所と三尾川診療所での角谷整形外科病院の派遣医師による整形外科診療、和歌山県立医科大学の神経内科医師による認知症関係の診療も引き続き行います。

今後も診療所業務の充実と、他の医療機関との連携強化を図り、地域医療の推進に取り組めます。



観光振興

昨年より整備を進めておりましたが、ぼたん荘施設の改修につきましては、昨年8月末に施設改修が完成し、指定管理者による運営が年末から随時再開されています。

現在、人員不足によりレストラン等、一部再開できていない業務もあり皆様にはご不便をおかけしておりますが、引き続き指定管理者と早期の再開に向けて努力します。

また、旧定住センター跡地の活用については、キャンプ場整備運営事業として敷地及び建物を運営者に貸

し出しており、令和7年度のオープンに向けて整備を進めていただいているところです。

今後は、古座川町観光協会や関係機関、近隣市町村と連携を強化し、関係人口の増加及び観光の振興に取り組めます。



産業の振興

保水力向上のための広葉樹などの植栽、休耕田などを活用した地場産品の推進をするため調査、研究を引き続き実施します。

農業支援については、農地の維持管理や機能向上を目的とする活動を行う団体に対し交付金を活用し、引き続き地域農業の活動を支援します。令和5年度から潤野地区で実施している、県営潤野地区土地改良事業につきましては、令和9年度の整備完了に向け、和歌山県、潤野地区とともに事業推進に努めます。

物価高騰対策については、物価高騰等に伴う町民への影響を踏まえ、生活支援及び事業者支援を目的とし

て、地域経済活性化商品券事業を実施します。商品券については、1人当たり7,500円を配布予定とし当初予算に計上しています。



獣害対策・ジビエ事業

鳥獣害対策については、銃器・わな・捕獲檻などによる「有害鳥獣駆除捕獲事業」を継続し、「古座川町山村振興対策事業」等を活用した電気柵や防護柵の設置に関する補助を実施します。

令和6年度においては、県事業によりGPS調査による加害レベルの高いサルの集団捕獲事業を実施し37頭を捕獲いたしました。その結果、高池付近を群れで移動していたサルの被害に一定の効果が確認できたため、令和7年度も引き続き県に事業実施を要望します。

ジビエ事業については、町営の事業として運営を実施しておりましたが、令和7年度から、ぼたん荘施設の指定管理者である株式会社楽帆のグループ会社である株式会社リゾートシェアに運営を委託し、ぼたん荘施設との連携強化を図り、引き続きジビエの振興、事業の運営に努めます。

移住定住促進

古座川町への移住定住者の促進を図るため、都市部での移住・定住相談会への積極的な参加を継続し、古座川町の魅力を発信し各種補助事業の実施と合わせて移住者の支援を行います。

また、空き家の活用を推進するとともに、地域おこし協力隊の受け入れを継続し地域の活性化に努めます。



林業施策

「古座川町木造住宅等推進事業」については、引き続き令和7年度も実施し、町産材を用いて住宅等を建築する場合の支援を継続します。

森林環境譲与税を活用した事業については、計画的に意向調査や経営管理計画作成、経営管理業務の実施を進めるとともに、従来の森林資源

循環促進事業や森林機能等回復整備事業を集約し、古座川町森林総合整備事業として引き続き森林環境の保全・整備の促進に努めます。

町内の道路整備

町道の整備については、道路維持や舗装、橋梁等の維持修繕事業において、国の交付金事業等、補助事業の対象になるものは、その事業を活用し、防災力向上や有効性を踏まえ必要な整備計画を順次進めます。

また、工事以外の道路維持管理は、良好な道路の状態を保つため、令和5年度より道路巡視員を配置しており、引き続き道路維持等の作業を行います。

国道・県道では、国道371号及び各県道の改良促進と防災対策、維持修繕についても、事業促進のための予算枠拡大等の要望活動を引き続き行います。



高速道路関係

高速道路へのアクセス道路については、令和2年度から整備について要望を重ねていたところ、令和5年度に事業が採択されました。

現在、事業主体の県において測量及び設計等の業務を行っていただいています。

また、高速道路整備に伴う残土処理場の整備について、詳細測量設計業務を実施しているところです。

今後は関係機関との協議を行いながら事業実施の準備を行ってまいります。



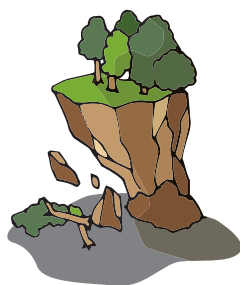
地籍調査

土地取引、相続、災害後の早期復旧、公共事業の円滑化等に重要な地籍調査については、令和6年度着手の下宇津木地区他、また新規地区として上宇津木地区他の計2地区を行います。

急傾斜対策事業

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護し、安全安心な生活を守るため、国庫補助事業では、一雨小柳地区（明神小学校の裏）、県単独事業では、大川谷地区（久留美谷）が予定されています。

なお、未対策箇所も多く残されており、今後も予算枠の拡大、採択基準の緩和等について要望を重ねていきます。



古座川の河川整備

古座川の氾濫による家屋等の浸水対策として「二級河川古座川水系河川整備計画」に基づき、令和2年度よりおおむね20年間にわたり、河道の掘削、堤防の整備が始まっています。

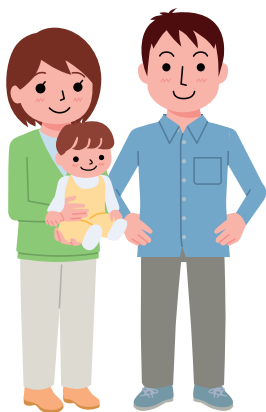
施工期間が長期にわたることにより、社会状況、自然環境及び河道状況等の変化や、新たな知見等により計画の見直しの必要が生じた場合などは、随時県への要望や協議を重ねながら整備を行う予定です。

簡易水道事業

簡易水道事業会計では、現在7カ所の簡易水道施設の維持管理に努めており、老朽化した施設の長寿命化や災害対応、またPFAS（有機フッ素化合物）についても検討を進めるなど、今後も安全で安定した水道水の供給に努めてまいります。

子ども・子育て支援

次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことは、町民の願いです。本年度も子育て支援施策として、出産祝金制度、保育料無料化、学校給食無料化、高等学校等に就学支援金の支給、児童保育所、放課後居場所づくり事業などを引き続き実施し、新規事業として小中高入学祝い金、小中学校修学旅行補助、三尾川へき地保育所における給食費等支援金の交付を行い、子育て世代を応援します。



教育環境の充実

令和2年度に整備した児童・生徒用のタブレット端末の更新を行っていくとともに、端末故障時の代替機となる予備機も充実させていきます。

この一人一台端末や小中学校に導入した電子黒板を活用しながら、ICT教育を充実させていきます。

令和2年度に改訂した「古座川町子ども教育15年プラン」に基づき、保・小・中の連携接続や支援の必要な児童生徒のためのスタッフ配置、英語教育、読書活動の推進、保育体制の充実などに取り組みます。



部活動に係る協議会、古座川の教育を考える会の設置

中学校部活動については少子化の中でも将来にわたり、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、地域展開等を協議す



る協議会を令和7年2月に立ち上げました。今後、議論を深めていきます。また、「古座川の教育を考える会」を立ち上げ、今後の社会情勢を考え、古座川町としての強み・特色を生かした教育を展開していくうえで、学校配置の議題のみならず、学校の子どもたちの学習の場としての機能を高めていくために、さまざまな意見を協議共有しながら、継続的に古座川の教育を考えていく予定です。

施設整備

老朽化した小学校の空調設備工事をはじめ、女子トイレの洋式化等、児童生徒の安心・安全の確保と、学校教育施設の更なる環境向上に取り組みます。

また、中央公民館図書室においても空調設備を増設し、快適な読書環境を充実してまいります。



以上、これらの施策を実施する新年度予算は、一般会計では歳入歳出の予算総額をそれぞれ35億3,650万円とし、前年度当初予算対比で3億1,650万円の増額とし、国民健康保険特別会計をはじめ6つの特別会計の予算総額は、11億8,197万円としました。

また、令和6年度より公営企業会計へと移行している簡易水道会計を除く、すべての会計の予算総額は、47億1,847万円とし、前年度当初予算対比では、2億9,810万円の増額としました。

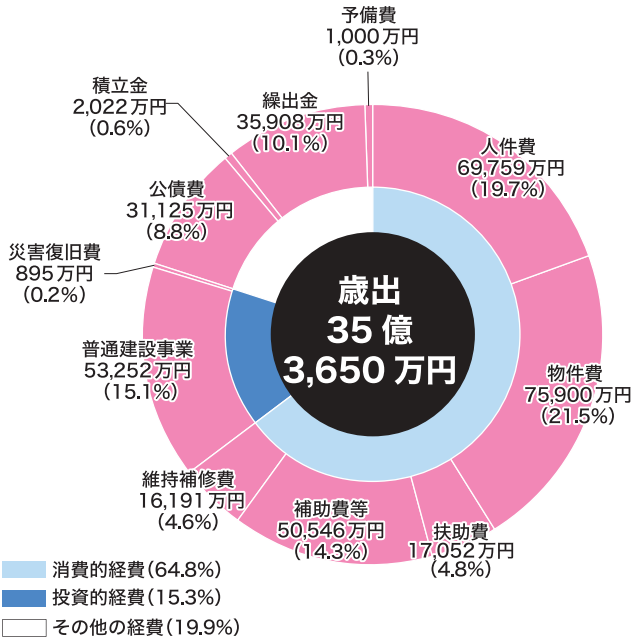
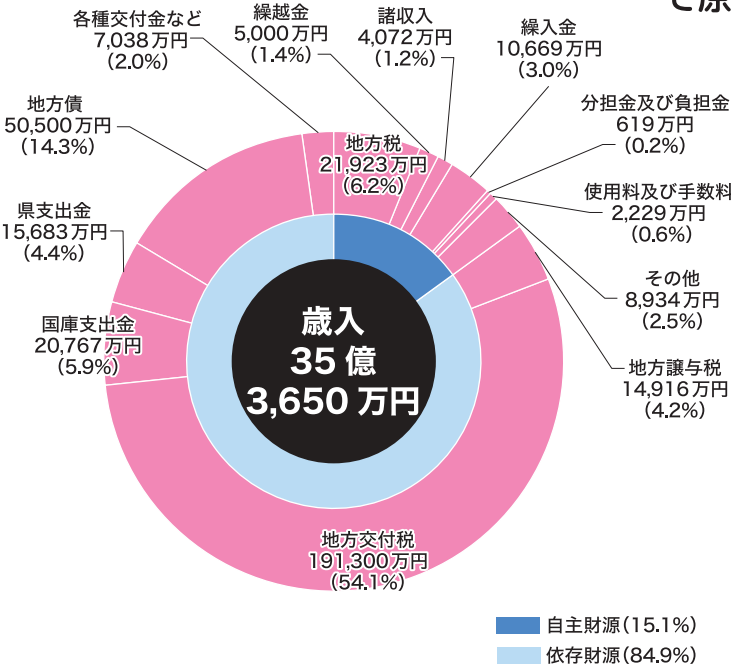
今後も国や県との連携を密にしつつ、健全財政の維持を図りながら、町民皆様のご要望にできる限り応えてまいりますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

令和7年度一般会計当初予算 35億3,650万円 対前年度比9.8%増

歳入

古座川町議会第1回定例会
で原案可決

歳出



▼一般会計の歳入は、前年度と比べ、3億1,650万円増額し、35億3,650万円を見込んでいます。

自主財源は、5億3,446万円対前年度で8,854万円の減となっています。町税収入は2億1,923万円を見込み、対前年度で1,428万円の減となります。依存財源は30億2,044万円対前年度4億5,044万円の増となっています。地方交付税は19億1,300万円を見込み、対前年度1億6,000万円の増、国庫支出金は2億7,667万円対前年度比5,316万円の増、県支出金は1億5,683万円で1,379万円の増となっています。

国庫支出金・県支出金の主なものは、公共土木施設整備事業にかかる防災・安全交付金、デジタル基盤改革支援補助金、地籍事業費負担金、参議院議員選挙委託金となっています。

歳入

▼歳出は人件費や物件費、扶助費等の「消費的経費」と、公共施設の建設等、行政水準の向上にかかる普通建設事業費等の「投資的経費」に分けることができます。

消費的経費は22億9,449万円対前年度比7,003万円の増を見込んでいます。主たるものは人件費が6億9,759万円、物件費が7億5,900万円、補助費が5億5,460万円となっています。投資的経費は5億4,147万円対前年度比2億5,311万円の増を見込んでいます。うち普通建設事業は5億3,252万円対前年度比2億5,511万円の増となっています。増額の主たる要因は、デジタル防災行政無線施設整備事業に伴うものとなっています。

地方債の返済にあてる公債費は、3億1,125万円で、前年度比3,64万円の増額となっています。

歳出

特別会計名	予算額
国民健康保険特別会計	3億5,856万円
国保七川診療所特別会計	6,781万円
国保明神診療所特別会計	6,718万円
へき地診療所特別会計	2,020万円
介護保険特別会計	5億3,914万円
後期高齢者医療特別会計	1億2,908万円
特別会計 合計	11億8,197万円

公営企業会計名		予 算 額
簡易水道事業会計	収益の収入	8,939万円
	収益の支出	8,320万円
	資本の収入	200万円
	資本の支出	3,422万円

特別会計・公営企業会計

6会計総額11億8,197万円

▼特別会計は、一般会計の歳入歳出予算と区分して整理する場合や、特定の事業を行う場合設置するもので、6会計の予算の合計額は11億8,197万円となり、前年度と比較して1,840万円の減額となっています。

また、令和6年度より簡易水道事業がこれまでの官公庁会計から地方公営企業法を適用し、公営企業会計へと移行しています。収益的収入は昨年度比349万円増、収益的支出は14万円増、資本的収入は200万円増、資本的支出は198万円増となっています。

お知らせと情報



主な問い合わせ先

総務課
☎ 72-0180

住民生活課
☎ 67-7900

地域振興課
☎ 67-7901

建設課
☎ 67-7902

出納室
☎ 67-7903

議会事務局
☎ 67-7904

教育委員会（教育課）
☎ 72-3344

健康福祉課
☎ 67-7112

地域包括支援センター
☎ 67-7611

問…… 問合せ先

古座川町危険木伐採等補助金 補助率及び補助上限額改定 のご案内

町民の方々の安全で安心な生活環境を保全するため、危険木の伐採等に必要経費に対し、補助金を交付しています。

○対象となる方

- ・危険木の所有者
- ・危険木が倒れることで直接的な被害を受けるおそれのある方
- ・区長

○対象となる危険木

- ・森林法第5条に規定する地域森林計画の対象となっている森林内の危険木であること。
- ・倒木の危険性が高く、倒木等により家屋、社会福祉施設、公共施設（道路を含む）又は河川

等に影響を及ぼすおそれがあること。

○補助金の額

改定前…危険木の伐採、撤去及び処分に必要経費の2分の1以内（上限額15万円）

改定後…危険木の伐採、撤去及び処分に必要経費の3分の2以内（上限額40万円）

○申請について

事前申請となりますので、危険木を伐採する前に補助金の申請をお願いいたします。

○その他

山林を伐採する場合は、伐採する30～90日前までに伐採届の提出が必要となります。その他許可申請等の手続きが必要となる場合もございますので、ご不明の際は地域振興課にご確認

いただきますようお願いいたします。

問 地域振興課

風しんワクチン接種費用助成 について

妊娠初期の妊婦さんが風しんに感染すると、難聴や心疾患などの先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれてくる可能性があります。妊娠中は予防接種を受けられないため、妊娠を予定又は希望している女性や妊婦のパートナーが予防接種を受けることが重要です。

古座川町では、風しん（または麻しん風しん）ワクチン予防接種費用を助成しています。

○対象者

- ・19歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性（年齢基準日…予防接種をする日）

- ・妊婦の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む）

○助成額

接種費用全額（接種者1名につき1回の助成）

○申請方法

次の書類を添えて役場本庁または各出張所、保健福祉センターに提出してください。

- ・申請書（町ホームページからダウンロードできます）

- ・領収書（接種者名、予防接種名、接種日、支払金額、医療機関名のわかるもの）

- ・母子健康手帳（妊婦の配偶者が接種した場合のみ）

○申請受付期間

令和8年3月31日まで

※注意事項

- ・（女性の場合）ワクチン接種後は2か月間の避妊が必要です。
- ・令和7年度に接種した方が対象です。令和6年度以前に接種したワクチン費用は助成の対象になりません。

問 健康福祉課

がん患者アピアランスケア 支援事業助成について

古座川町では令和7年4月1日よりがん治療に伴う負担を軽減、療養生活の質の向上を図るために補整具（ウィッグおよび乳房補整具）の購入費用の一部を助成します。

○対象者

- ・がん治療を受けた、または現在治療を受けている方
- ・がん治療の副作用として脱毛が認められる方、または乳房切除術を受けた方
- ・古座川町や他の自治体から同様の法令に基づく補助を受けていない方
- ・申請日に古座川町内に住民登録がある方

※右の要件をすべて満たす方

○対象となる補整具と補助内容

- ・全頭用ウィッグ（装着時の保護ネットも含む）
- ・補助内容：購入金額1／2 上限2万円
- ・乳房補整具（補整下着）（下着と共に使用するパットを含む）

補助内容：購入金額1／2 上限1万円
人工乳房・人工乳頭（乳房再建術は除く）

補助内容：購入金額1／2 上限2万円

※令和7年4月1日以降に購入した補整具が対象となります。

○申請について

次の書類を添えて健康福祉課まで提出してください。

- ・古座川町がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付申請書兼請求書（町ホームページ内でダウンロードできます）
- ・治療内容等を証明する書類（がん治療に関する説明書や診断書、治療方針計画書など）
- ・補整具の領収書の写し（補整具の購入日、購入品目、個数、購入金額の記載のあるもの）
- ・振込先口座が分かるもの（通帳の写し等）

※補整具を購入後1年以内に申請してください。

問 健康福祉課

「不妊治療費助成」「いのとり相談」について

古座川町及び和歌山県では、不妊治療に対する助成制度や不妊治療に対する相談窓口を設置しています。

○一般不妊治療費助成

- ・保険適応内で治療した不妊治療に要した費用の一部を古座川町が助成します。

・申請窓口

健康福祉課母子保健担当係

○先進医療費助成

- ・先進医療として告示されている不妊治療（保険適用の体外受精・顕微授精等と併用して実施したもの）に要した費用の一部を和歌山県及び古座川町が助成します。

・申請窓口

新宮保健所串本支所母子保健担当係（0735-7210525）

○不育症検査費助成

- ・先進医療として厚生労働省が定める不育症検査に要する費用の一部を、和歌山県が助成します。

・申請窓口

新宮保健所串本支所母子保健担当係（0735-7210525）

○いのとり相談

- ・不妊に悩んでいる方々に情報提供や医学的な相談・悩みの相談窓口を開設しています。

・開設場所・連絡先

県内に3カ所ありますが、最寄りには田辺保健所です。

田辺保健所（0739-2617952）

・開催時間（月～金曜日9時～17時45分）

問 健康福祉課



古座川町高校生等就学支援金のご案内

経済的負担が増加する高校生等の方に対して、就学の支援を目的に「古座川町高校生等就学支援金」を給付します。

○給付対象となる方

次の①、②の両方の条件を満たす方が対象となります。

①基準日となる5月1日に学校教育法第1条に規定する高校、高専（1～3学年）、特別支援学校高等部など、高校に相当する学校に在学している20歳未満の方

②基準日に、その保護者が古座川町に居住している方

※基準日以降に転入された方も、条件を満たしていれば申請することができます。

※高校生の住所要件は問いません。

○給付金の額

月額5,000円

給付決定後、在学（見込み）月数に応じて給付します。

※給付は、6月、10月の2回を予定しています。
※給付額は、在学している間の3年間分を限度とします。

※給付対象となる条件を満たさなくなった場合、その月数に応じて支援金を返還していただきます。

○申請期間

令和7年5月1日から5月31日まで

期間内に受付窓口まで必要書類を添えてご提出ください。

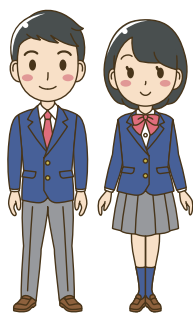
※申請期間内に申請が無かった場合は、受給を辞退したものとみなします。

○申請書配布・受付窓口

教育委員会（中央公民館）、役場本庁、各出張所、保健福祉センター

（申請書は町ホームページからダウンロードできます）

問 教育委員会



古座川町入学祝金のご案内

児童生徒が小学校、中学校及び高等学校等に入学する際の経済的負担を軽減し、児童生徒の健全な育成を支援するため「古座川町入学祝金」を給付します。

○給付対象となる方

次の①、②の両方の条件を満たす方が対象となります。

①基準日となる4月1日に学校教育法に規定する学校等に入学する方

学校等・・・小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校及び高等専修学校

②基準日にその保護者が古座川町に居住している方

※児童生徒の住所要件は問いません。

○入学祝金の額

30,000円

※給付対象となる条件を満たさなくなった場合は入学祝金を返

還していただきます。

○申請期間

令和7年5月1日から5月31日まで

期間内に受付窓口まで必要書類を添えてご提出ください。

※申請期間内に申請が無かった場合は、受給を辞退したものとみなします。

○申請書配布・受付窓口

教育委員会（中央公民館）、役場本庁、各出張所、保健福祉センター

（申請書は町ホームページからダウンロードできます）

問 教育委員会



令和7年度 後期高齢者医療 の健康診査のご案内

年1回、健康管理のため、健康診査を受けましょう。

対象の方には、5月下旬に受診券を直接お送りします。

※受診券発行の申込みをする必要はありません。

①医科健康診査

○対象者

被保険者（長期入院者、施設入所者を除く）

○検査項目

問診・計測（身長・体重・BMI・血圧）・診察（身体診察）・尿検査（糖・蛋白・潜血）・血液検査（脂質・肝機能・糖代謝・腎機能・尿酸・貧血等）

【医師が必要と判断した方に追加で実施する項目】

心電図検査、眼底検査

○実施期間

令和7年6月1日～令和8年2月28日

○自己負担 無料

○持ち物

マイナ保険証等、受診券、受診票・問診票

○実施場所

受診券に同封する一覽表に記載された医療機関

②歯科健康診査

○対象者

令和7年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の被保険者（長期入院者、施設入所者を除く）

○検査項目

問診、口腔診断（歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常）、口腔機能検査（噛む能力・舌機能・嚥下（飲み込み）機能）

○実施期間

令和7年6月1日～令和8年2月28日

○自己負担 無料

○持ち物

マイナ保険証等、受診券、受診票・問診票

○実施場所

受診券に同封する一覽表に記載された医療機関

問

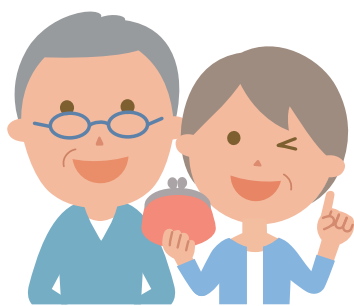
住民生活課または和歌山県後期高齢者医療広域連合（☎073-428-6688）

後期高齢者医療制度 保険料率等改定のお知らせ

和歌山県後期高齢者医療制度の保険料軽減判定基準が変更されますのでお知らせします。

保険料は、被保険者に等しく負担していただく均等割額（54,428円）と、所得に応じて決まる所得割額（11.04%）の合計額となります。世帯の所得が低い方に対しては均等割額が軽減される措置があります。令和7年度から軽減される対象世帯が拡充されました。計算式は次表のとおりです。

なお、令和7年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。



問

住民生活課または和歌山県後期高齢者医療広域連合（☎073-428-6688）

軽減割合	世帯主及び世帯の被保険者全員の合計所得額	
	令和6年度【参考】	令和7年度
7割軽減	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）以下	変更なし
5割軽減	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）+29.5万円×（被保険者数）以下	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）+30.5万円×（被保険者数）以下
2割軽減	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）+54.5万円×（被保険者数）以下	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）+56万円×（被保険者数）以下

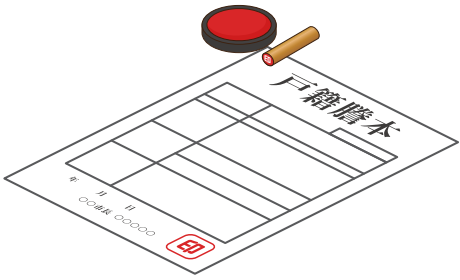
戸籍にふりがなが記載され
ます

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名のふりがなが追加されることになりました。

令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定のふりがなが通知されます。

通知のふりがなが正しいときは、届出をしなくても通知のとおりに戸籍に記載されます。

問
住民生活課



町税等の納期限

税 目	期 別	納 期 限
介護保険料	第1期	令和7年4月30日
介護保険料	随1期	
国民健康保険税	随1期	
後期高齢者医療保険料	随1期	
固定資産税	第1期	令和7年6月2日
軽自動車税	第1期	
介護保険料	第2期	

納期限が過ぎると、督促手数料や延滞金に加算されます。

問
住民生活課



メジロの捕獲は禁止です

現在、メジロは捕獲禁止となっています。許可なく捕獲や飼育した場合は、法の罰則を受ける可能性があります。

なお、野外で野鳥を観察できない高齢者などは捕獲が許可される場合があります。

問

《捕獲許可に関して》

東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課

☎0735-21-9610

串本支所保健環境課

☎0735-72-0525

《飼養登録に関して》

地域振興課



令和7年4月1日付けで職員の人事異動がありました

氏 名	新 役 職	旧 役 職
◆課長級		
畑 下 大 輔	住民生活課 課長	住民生活課 副課長兼税務班長
久 保 日出樹	健康福祉課 課長	住民生活課 課長
宮 本 旭	建設課 課長	地域振興課 副課長兼農林水産班長兼検査員
矢 本 真 一	建設課 主幹兼工務建築班長兼検査員	建設課 課長
巽 寿 久	出納室 会計管理者・室長	健康福祉課 課長
倉 矢 優 子	議会事務局 局長	地域振興課 副課長
中 根 友 希	教育委員会教育課 課長兼保育所長	建設課 主幹兼工務班長兼検査員
洞 内 宏 文	教育委員会教育課 主幹	教育委員会教育課 課長兼保育所長
◆副課長級		
川 本 昌 生	総務課 副課長	総務課 副課長兼企画財政班長
杉 本 涼	住民生活課 副課長兼住民生活班長	住民生活課 住民班長
打 越 一 美	健康福祉課 副課長兼福祉班長	総務課 総務行政班長
細 井 孝 哲	地域振興課 副課長兼地域振興班長兼検査員	地域振興課 産業観光班長
城 万 人	建設課 副課長兼検査員	建設課 副課長兼建築水道班長兼検査員
◆班長・主任級		
神 田 陽 司	総務課 総務行政班長	健康福祉課 福祉班長
岡 本 圭 司	総務課 企画財政班長	住民生活課 主任
山 本 雅 士	地域振興課 主任	建設課 主任
◆一般職		
増 山 理 恵	住民生活課 主査	健康福祉課 主査
海 野 芳 幸	住民生活課 主査	地域振興課 副主査
永 楽 直 子	住民生活課 主査	住民生活課 副主査
寺 本 桂 太	健康福祉課 主査	健康福祉課 副主査
上 浦 一 允	地域振興課 主査	住民生活課 主査
坂 本 友 香	高池保育所 主査	高池保育所 副主査
和 田 夏 未	高池保育所 主査	高池保育所 副主査
芝 公士郎	七川診療所 主査	七川診療所 副主査
西 脇 和 幸	明神診療所 主査	建設課 主査
清 水 優 希	総務課 副主査(和歌山県後期高齢者医療広域連合へ派遣)	総務課 主事(和歌山県後期高齢者医療広域連合へ派遣)
漁 野 貴 洋	教育委員会教育課 副主査	教育委員会教育課 主事
◆新規採用		
福 井 智 也	七川診療所 所長・医師	
野 端 紗 彩	総務課 主事補	
◆退職(3月31日付)		
伊 藤 恭 平		七川診療所 所長・医師
出 合 和 宏		出納室 会計管理者・室長
網 恵		議会事務局 局長
西 村 唯		総務課 副課長
小 川 修 人		総務課 副主査
富 田 真 汰		総務課 主事
藤 原 清 和		明神診療所 副主査

新規採用職員紹介

総務課に配属となりました。野端紗彩です。
地元である古座川町のために、少しでも貢献できるよう、精一杯
努力して参ります。
どうぞよろしくお願いいたします。



野端 紗彩(総務課)



町の取り組み・出来事

み

くまの農協様からご寄付を頂きました！

3月7日（金）、みくまの農業協同組合様※から、地域防災活動費として100万円のご寄付を頂きました。この日、代表理事組合長の石田守様から目録の贈呈を受け、大屋町長より御礼状をお渡しさせていただきました。

今回のご寄付は、JA共済地域貢献活動の一環として頂き、今後古座川町の地域の防災・安全に関わる取り組みに活用させていただく予定です。

※令和7年4月1日にみくまの農業協同組合は県1JA合併により、和歌山県農業協同組合となっています。

【総務課】



入

所おめでとう！

4月4日（金）、高池保育所において入所式が行われました。子どもたちは、かわいらしい洋服で身を包み、お兄さんやお姉さんたちから歓迎されながら、笑顔で入所しました。

これからお友達と一緒に、よく遊び、歌を歌ったり、お絵かきをしたり、元気いっぱい楽しく保育所で過ごしてくださいね。

【教育委員会】



おめでとう





～ふれあいいきいきサロンの紹介～



前回に引き続き、地域の食事会（ふれあいいきいきサロン）の紹介です。今回は明神地区での様子を紹介します。明神地区では食生活改善推進員の他、民生委員をはじめ、児童委員や運営ボランティアスタッフが協力しながら開催しています。この日はひなまつりをイメージした春らしいメニューを参加者30名で味わいました。



メニューは、ひな寿司、すまし汁、野菜のかき揚げ、菜の花のごま和え、ミルク寒天。手作りの箸置きも食事に華を添えていました。



健 康 寄 席

廣西先生の



第四十九回 「意識がなくなること」

救急患者さんが運ばれてきたときに、医師がまず確認するのは意識状態です。意識がない状態を「意識障害」とか、「意識消失」とか言いますが、一瞬から数分意識が途切れる場合もあれば、数時間あるいは何ヶ月も意識が戻らないようなこともあります。夜の睡眠や昼寝もよく似た状態に見えますが、どこが違うのでしょうか？睡眠は人間にとって必要な休息ですが、意識障害は異常な状態であり、医学的には重篤な原因が隠れていて、かなりの確率で危険な徴候といえます。睡眠も意識障害も外界への反応が乏しくなることは共通していますが、通常の睡眠であれば声をかけたり、揺すってあげると目が覚めます。意識障害の場合は程度にもよりますが、重症の場合は強く揺すっても、痛み刺激を加えても目を開けないどころか、まったく無反応になってしまうことさえあります。あと、意識障害においては必ず原因があるはずで、意識障害を生じる病気は非常に多いのですが、血糖が高すぎる場合や低すぎる場合、重症の肝臓

や腎臓の病気、髄膜炎や脳炎などの感染症、脳梗塞や脳出血など脳血管障害、てんかん発作、一酸化炭素中毒、薬物中毒など多岐にわたります。お酒の飲み過ぎによる急性アルコール中毒も一種の薬物中毒といえます。また、不整脈で心臓のポンプ作用がうまく働かない場合とか、急に立ち上がった時に血圧が下がって脳に血が回らないような場合にも短時間意識が消失することがあります（いわゆる失神）。実はアルコール中毒で夜間の救急外来に運び込まれる方は結構おられるのですが、酔っ払いだから放っておけば元に戻るだろうと油断すると危険だとされていて、急性アルコール中毒だと即決してしまうと前述したような多様な意識障害が隠れているのを見逃してしまうからなのです。明らかに睡眠ではない場面で意識が飛んでしまうようなことがあれば、もとに戻ったから大丈夫だと考えずに必ず医療機関に相談してください。

【健康福祉課】

